

雇用均等・児童家庭局における震災への対応について

子どもへの支援

※下線は、前回の第35回社会保障審議会児童部会から追記したもの

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。
※両親を亡くした児童・・・今回の震災により両親が亡くなった又は行方不明となった児童（ひとり親家庭であって、今回の震災によりそのひとり親が亡くなった又は行方不明となった児童を含む）
・10月20日現在、240人（岩手県93人、宮城県126人、福島県21人）
- ひとり親となった児童についてもその把握に努めており、ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、自治体や年金事務所、ハローワークの窓口等に、ひとり親家庭に対する支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知している。
・10月20日現在、1,323人（岩手県472人、宮城県712人、福島県139人）
- 自治体が相談員を配置して、ひとり親となった家庭などへの個別の相談・援助を行う取組を、安心こども基金で促進。また、経済的支援についての個別の相談説明用のチラシのひな形や説明要領を作成し、自治体に提供。
- 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度を積極的に活用。
なお、これまで「親族里親」であった扶養義務のないおじ・おばを「養育里親」として認定し、里親手当を支給できるよう9月1日に児童福祉法施行規則を改正。
・10月26日現在、親族による里親の申請114件（児童159人）　うち認定112件（児童156人）
- 子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布。

子どもへの支援

- 子どもの心のケアに関わる児童精神科医の被災地への派遣に際する精神保健福祉主管部局との連携について、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に周知。(5月25日付事務連絡「子どもの心のケアに関わる児童精神科医の派遣について」)
- (公財)日本ユニセフ協会等と連携し、被災地の子ども達へ絵本等の児童書を贈る取組を実施。
- 10月27日、厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立。[別紙参考]
- 10月28日、「子どもの心の診療ネットワーク事業」の一環として、中央拠点病院である(独)国立成育医療研究センター主催による会議を開催し、事業実施都道府県のみならず、被災県を含む自治体及び病院関係者も含め、被災地の子どもの心の問題についての情報共有や支援に関する議論等を行った。

乳幼児・妊産婦への支援

- 震災発生直後より、乳幼児・妊産婦への支援として、以下の取組を実施した。
 - ・避難先自治体でも、妊婦健診、乳幼児健診等の各種母子保健サービスが受けられる体制の整備
 - ・被災地の妊婦の安心・安全な出産のために妊婦等の医療機関への受入れ体制を確保
 - ・避難所では、授乳等のために間仕切りの設置ができるよう依頼。また、妊産婦・乳幼児について、仮設住宅等の住まいを優先的に確保
 - ・保健師等が被災した妊産婦、乳幼児への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめてお知らせ 等

- 現在、各市町村で再開しつつある乳幼児健診等の母子保健事業を通じ、健康や発達の状況の確認及び心理的問題等の早期発見に努めるとともに、必要に応じ医師等の専門職につなぐ取組を支援している。

保育の実施等に係る対応

- 被災地周辺市町村との連携による広域的調整体制の構築や、それに伴う費用負担に係る特例措置について周知し、上記通知の補足として、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」を発出。(3月25日付事務連絡。3月31日、4月7日、6月23日時点で、それぞれ補足・改正。)
(主な内容)
 - ・被災児童の保育については、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所が可能
 - ・避難先での新たな「保育に欠ける」認定は、保護者からの聞き取りなど簡便な方法で差し支えない
 - ・自宅の復旧や家族等の搜索を理由に保育を希望する場合についても、保育所利用が可能
 - ・災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更(保育料の減免)に当たっては、聞き取り等簡便な方法でも可
 - ・月途中から保育所を再開した場合の運営費の取扱い 等
- 被災により入所児童数が著しく減少した保育所等についての、保育所運営費の特例として、法人との職員の雇用契約が継続しており、法人の職員の職務として、何らかの福祉業務等に従事している場合には、事務費等を支弁できる旨、連絡(6月17日付局長通知「東日本大震災に係る保育所運営費国庫負担金の取扱いについて」)
- 東日本大震災に伴い、前年に比べ収入が減少する等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められた場合は、安心こども基金による減免事業として、保育料の減免を行うことができるように措置。(6月23日付事務連絡「安心こども基金地域子育て創生事業「東日本大震災に伴う保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援」について」)

子ども手当に係る対応

- 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において、被災地の事業所において賃金の支払いに著しい支障が生じている場合に子ども手当の事業主拠出金を免除。
- 被災者等に対する子ども手当の支給の特例や取扱いの明確化について自治体に周知。
 - ・新規認定時の添付書類の省略(3月16日付課長通知「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する子ども手当の認定等について」)
 - ・受給者又は子どもの生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給(5月11日付事務連絡「東日本大震災被災市町村等における子ども手当支給事務について」)

母子家庭等への支援

- 被災者等に対する児童扶養手当の支給の特例や取扱いの明確化について自治体に周知。
 - ・住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の緩和や新規認定時の添付書類の省略(3月16日付課長通知「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて」)
 - ・父又は母の生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給(4月14日付課長通知「災害により父又は母の生死が明らかでない場合等の児童扶養手当の取扱いについて」、5月11日付事務連絡「東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について」)
 - ・住所地以外に避難している受給者に係る現況届けについて郵送を認める取扱い(6月17日付事務連絡「東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について(VOL. 2)」)
- 母子寡婦福祉貸付金について、被災した母子家庭に対する償還期間の猶予等について自治体に周知。(3月16日付課長通知「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて」)
- 被災した母子家庭の母子生活支援施設への円滑な入所のための取扱いについて自治体に周知。(4月28日付事務連絡「東日本大震災により被災した母子家庭の母子生活支援施設への円滑な入所について」)
- ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、自治体や年金事務所、ハローワークの窓口等にひとり親家庭に対する支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知している。
- 自治体が相談員を配置して、ひとり親となった家庭などへの個別の相談・援助を行う取組を、安心こども基金で促進。また、経済的支援についての個別の相談説明用のチラシのひな形や説明要領を作成し、自治体に提供。

東京電力福島第一原子力発電所事故関連

- 原子力災害対策本部から、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方が示されたことを踏まえて、保育所等の園舎・園庭の利用に当たる留意事項等について福島県、郡山市、いわき市（以下、福島県等という）に対し通知。
(4月19日付局長通知「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について」)
- 学校施設等の利用判断に関する暫定的な考え方についての福島県への通知を受けて児童福祉施設等についても、学校施設等に準じた措置を講じる等の配慮を行うよう福島県等に通知。(4月26日付局長通知「福島県内の児童福祉施設等に係る園舎・園庭等の利用判断について」)
- 5月11日に文部科学省が「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」を発出したことを踏まえ、児童福祉施設等について検討の参考にするよう福島県等に通知。(5月12日付事務連絡「実地調査等を踏まえた児童福祉施設等の園舎・園庭等における空間線量低減策について」)
- 5月27日に文部科学省が「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発出したことを踏まえ、児童福祉施設等についても学校と同様の対応を図ることとし、モニタリングの実施及び土壌に関する線量低減策についての財政的支援を予定する旨を6月6日に福島県等に通知。
- 福島県内の各保育所等への積算線量計の配布について、6月9日に配布を完了し、6月13日より全保育所等でモニタリングを開始。(文部科学省と連携して対応)
- 8月26日、原子力災害対策本部が「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」を定めたことを踏まえ、福島県内の保育所等の園舎・園庭等の線量低減についての考え方を改めて示し福島県内に通知するとともに、福島県以外の都道府県等にも参考にさせていただくため通知。また、福島県内の保育所等を除く児童福祉施設等についても、線量低減に向けた今後の考え方を同様に通知。
(8月26日付局長通知「保育所等の園舎・園庭等の線量低減について」「保育所等を除く児童福祉施設等の園舎・園庭等の線量低減について」)

夏期の電力需給対策に伴う対応について

【社会福祉施設等への依頼】

- 夏期の電力需給対策に伴う社会福祉施設等への節電に係る取組の協力依頼について5月19日に通知。

【休日保育等の対応】

- 夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応するため、都道府県・市町村に対して、休日保育等の利用者のニーズの把握や実施体制の確保を依頼(5月18日、19日に通知)するとともに、財政支援については、安心こども基金を活用して行うことを通知(7月22日に「安心こども基金管理運営要領」改正通知)。
- 夏期の電力需給対策に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び児童の居場所づくりのための特別事業の実施状況について調査し、その結果を9月20日に公表。

東日本大震災中央子ども支援センター

厚生労働省との連携

協議会の設置

東日本大震災中央子ども支援センター(本部)

- 被災県の実情に応じた支援(人材等の確保及び調整)
- 遠隔地支援体制整備
- 子どもに関する情報の収集・分析と提供

ネットワーク化された
職能・学術団体等による支援

- ・児童精神科医等の派遣
- ・ケースカンファレンス等への専門家派遣
やケアワーカー等へのスーパーバイズ
- ・ケアプログラムや支援プラン作成・提供
- ・協力医療機関等の紹介
- ・子どもの心のケアに関する研修、講座
等への専門家の派遣
- ・子育て支援・相談活動等

現地窓口

- ・自治体の支援ニーズの現地実情把握
- ・支援方法の確認
- ・支援内容の現地調整(コーディネート)

協議会に参加する団体から派遣等

専門家派遣

専門的助言

NPO事業

支援要請
事業委託

子どもに関する情報提供

分析・提言

岩手県・宮城県・福島県等